

本学独自の緊急支援授業料減免制度（以下、「本制度」）の実施概要

対象者	<p>次のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 学生本人の父母又はこれに代わって家計を支えている者（以下、「主たる家計支持者一人」という）の令和3年の所得金額が令和元年、又は令和2年の所得金額と比較し、30%以上の減額となっている者。 ただし、給与所得者（841万円以下）は源泉徴収票の支払金額とし、給与所得者以外（355万円以下）は確定申告書の所得金額とする。</p> <p>(2) 主たる家計支持者一人の令和4年の所得見込額（※）が令和元年、令和2年、又は令和3年の所得金額と比較し、30%以上の減額となっている者。 （※）新型コロナウイルス感染拡大による収入減少後の一か月の所得（給与明細等）に12を乗じた額が841万円以下。（給与所得者以外は355万円以下）</p> <p>(3) 国・地方公共団体が、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による収入減少があった者を支援対象として実施する公的支援の受給証明書（緊急小口支援、厚生年金保険料・労働保険料の納付猶予、国税地方税の納付猶予等）を持っている者。</p> <p>※ いずれも高等教育修学支援新制度（給付奨学金+授業料減免）《以下、「新制度」》又は本学独自奨学金の適用者、休学者及び不正行為等処分のあった学生を除く。（留学生は対象）</p> <p>※ 主たる家計支持者一人とは、入学時に誓約書において大学に届け出ている保証人（保護者）とする。 なお、ご不明な点がございましたら、担当部署までお問合せください。</p>
減免額	学部生は20万円、大学院生は15万円を令和4年度後期授業料から減免します。
提出書類	<p>対象者(1)：①申請書 ②主たる家計支持者一人の令和3年の源泉徴収票又は確定申告書の写し ③令和元年、又は令和2年の源泉徴収票又は確定申告書の写し</p> <p>対象者(2)：①申請書 ②主たる家計支持者一人の令和4年1月から6月のうちいずれか一か月の給与明細書の写し ③令和元年、令和2年、又は令和3年の源泉徴収票又は確定申告書の写し</p> <p>対象者(3)：①申請書 ②受給証明書の写し</p>
申請方法	<p>①申請書様式をダウンロード、印刷し、必要事項を記入して下さい。</p> <p>②その他の書類を準備し、直接、総務企画課の窓口へ持参するか郵送（レターパック）して下さい。 ※ レターパックの表面に「緊急支援授業料減免制度申請書在中」と明記して下さい。</p>
書類送付先	〒800-0394 福岡県京都郡苅田町新津 1-11 西日本工業大学 総務企画課 TEL：0930-23-1491
問合せ	<p>【工 学 部】 〒800-0394 福岡県京都郡苅田町新津 1-11 西日本工業大学 学生支援課 TEL：0930-23-1494</p> <p>【デザイン学部】 〒803-8787 福岡県北九州市小倉北区室町 1-2-11 西日本工業大学 デザイン学部事務室 TEL：093-563-2221</p>
選考	申請書類に基づき選考します。
申請期限	令和4年7月30日（土）
決定時期	令和4年9月中旬
取り消し	<p>減免を認められた者が次のいずれかに該当する場合は、減免を取り消すことがあります。</p> <p>①申請書等の記載内容等に虚偽があった場合</p> <p>②学則に定める懲戒処分を受けた場合</p> <p>③本制度適用後、後期休学した場合</p>
その他	令和4年度後期に新制度又は本学独自奨学金の適用者となった場合は、本制度か前掲制度のいずれかを選択するものとします。
個人情報の取扱い	本制度の申請により本学が取得した個人情報等は、その取り扱いに十分注意すると共に、当該制度に関する事務処理及び連絡等にものみ使用し、その他の用途に利用することはありません。